長屋王家の消費と流通経済 労働力編成と貨幣・物価を中心に

櫛木謙周

Organization of Labour Power The Consumption of Prince Nagaya's Household and the Distribution Economy in Ancient Japan: Money, Prices and the

りか品・労動力のではじめに

●物品・労働力の入手形態

[論文要旨]

むすびにかえて

本稿では、まず長屋王家木簡を素材にして、長屋王家で消費された物資や労働力の本稿では、まず長屋王家木簡を素材にして、長屋王家で消費された物資や労働力の場合にいいて分析した。直轄地の経営、邸内での生産、運輸活動などのそれぞれに必要な労働力は、長屋王家直属の諸階層の労働力のみでなく、広く外部の雇傭労働に必要な労働力は、長屋王家直属の諸階層の労働力のみでなく、広く外部の雇傭労働に必要な労働力は、長屋王家直属の諸階層の労働力のみでなく、広く外部の雇傭労働に必要な労働力は、長屋王家市属の諸階層の労働力のみでなく、広く外部の雇傭労働に必要な労働力は、長屋王家市区の出資での生産、運輸活動などのそれぞれにか売していた。また、手工業製品を中心に、邸内での生産品とは別に購入によって入手した物品も若干みられる一方、「店」などを通して酒食の販売が行われていたことも推加されており、交易活動が家産経済に組み込まれていたことが知られる。

大いで、米や布を取り上げ、それらの「商品」・「貨幣」としての流通の様相を分析大いで、米や布を取り上げ、それらが商品または貨幣として都市を中心に流通する上で、労働のために給付する財時期的変化を取り上げ、それと米価との相関関係を調べた結果、当時の都市社会において、両者に一種の市場的交換関係が作用していたことを推測した。そして、このような関係が存在したことが、都市民を対象とした米価政策が現れてくる背景として考らな関係が存在したことが、都市民を対象とした米価政策が現れてくる背景として考らな関係が存在したことが、都市民を対象とした米価政策が現れてくる背景として考らな関係が存在したことが、都市民を対象とした米価政策が現れてくる背景として考ら、長屋上家本館の場所を対象とした米価政策が現れてくる背景として考らな関係が存在したことが、都市民を対象とした米価政策が現れてくる背景として考らな関係が存在したことが、都市民を対象とした米価政策が現れてくる背景として考らな関係が存在したことが、都市民を対象とした米価政策が現れてくる背景として考らないで、米や布を取り上げ、それらの「商品」・「貨幣」として表

はじめに

あるが、以下これに基づいて考察を加えてみたい。 長屋王家木簡は大きく分ければ、食米等の請求・支給に関わるいわゆ長屋王家木簡は大きく分ければ、食米等の請求・支給に関わるいわゆ長屋王家本簡は大きく分ければ、食米等の請求・支給に関わるいわゆ長屋王家木簡は大きく分ければ、食米等の請求・支給に関わるいわゆ

入によるものもみられる。

これをみれば、物品の種類・税目などと入手形態との対応を読みとることができる。例えば、生鮮食料品のうち、魚介類は諸国から調雑物や正とができる。例えば、生鮮食料品のうち、魚介類は諸国から調雑物やに特徴がある。一方、手工業産品は、邸内で生産されるもののほか、講述べるように長屋王一家に供される米としての性格が前面に出ている点で、会別ののでは、生鮮食料品のうち、魚介類は諸国から調雑物やに特徴がある。一方、手工業産品は、邸内で生産されるもののほか、購述べるように長屋王一家に供される米としての性格が前面に出ている点で、会別ののできる。例えば、生鮮食料品のうち、魚介類は諸国から調雑物やことができる。例えば、生鮮食料品のうち、魚介類は諸国から調雑物やこれをみれば、物品の種類・税目などと入手形態との対応を読みとるこれをみれば、物品の種類・税目などと入手形態との対応を読みとる

占める比重が大きいように思われる。 臨時的に使役される労働力があるが、雑役では邸内外共に雇傭労働力と労働力の性格については、長屋王家に比較的固定的に従属する労働力と、御田・御薗等の直営地の労働力が存在する。 歩働力については、長屋王家に比較的固定的に従属する労働力と は、東 助労働力については、まず邸内で使役される事務的・技術的労働力や補

長屋王家の消費が当時の社会・経済の中でいかに位置づけられるのか、以上は表1を概観したごく大まかな傾向であるが、❶ではこのような

は特に考察の対象とはしない。 は、奈良時代初期の貨幣(物品貨幣を含む)と物価の実態が長屋王家木 対の流通状況について、後の展開をも見通して、都市的消費の形成とい 力の流通状況について、後の展開をも見通して、都市的消費の形成とい がは、奈良時代初期の貨幣(物品貨幣を含む)と物価の実態が長屋王家木 物品・労働力の入手形態について更に詳細に分析してみたい。また❷で

●物品・労働力の入手形態

①直轄地での生産と労働力

長屋王家の直轄地の一つである木上からの進上米については、福原栄養屋王家の直轄地の一つである木上からの進上米については、福原栄養屋王家の直轄地の一つである木上からの進上米については、福原栄養屋王家の直轄地の一つである木上からの進上米については、福原栄養産王家の直轄地の一つである木上からの進上米については、福原栄養屋王家の直轄地の一つである木上からの進上米については、福原栄養屋工家の直轄地の一つである木上からの進上米については、福原栄養屋工家の直轄地の一つである木上からの進上米については、福原栄養屋工家の直轄地の一つである木上からの進上米については、福原栄養

輸納の対応関係を端的に示している。 営によって特別に確保しようとする指向性がみられ、家産制的な消費とている。すなわち、いずれも主人ないしその周辺の消費物資は、直接経うに、天皇に対する供御米として令制官田の米があてられたのと対応し長屋王家のこのような米の消費と輸納の形態は、福原氏も指摘するよ 機関として、自給への指向性が強く表れているように思われる. の現物支給体制の外にありながら、こちらの方は王権の中枢に近い家産 いう指摘〔吉田 一九八三〕が想起される。長屋王家の場合も同じく国家 中央官司の現物支給体制の外にあるゆえに流通経済への依存度が高いと していると考えられることである。後者の点については、写経所などは を占めていることであり、時期の違い、ないしは消費の場の違いが反映 での購入品目には蔬菜類が多数みられる。留意すべきは、この表の元に 物品表(表2)を参照すれば、ゴチックで示したように、 が注目される。比較のために、 の京内での購入が からの進上状などから知られる。その一方で、長屋王家木簡では蔬菜類 なったのは正倉院文書にみえる写経所などの天平期以降の事例が大部分 屋王家の消費に対応して直轄地からの輸納が行われていたことが、 蔬菜についても、供御料的なものに限定できないかもしれないが、 「若翁御瓜」(25-104)の一点を除いてみられないこと 栄原永遠男氏の作成した東西市での売買 奈良時代の市 御薗 長

美

ているのかもしれない。 七 る。 を見出すとすれば、 の京内交易入手の度合いが、 るものであり、直轄地生産物の消費などは似た側面をもつ。ただ、 との関係では濃淡はあるが、ともに政権中枢に近い家産制的機関に関わ 王家木簡と二条大路木簡とでは、そこに示された消費のあり方は、 政機関に関するものを主体とし〔渡辺 一九九五b〕、 手品に蔬菜・果物類が若干みられる点が長屋王家木簡とやや異なってい 王家木簡と似た様相を示している。但し、下線部のように、京内交易入 大路木簡の直轄地生産物と交易入手物を示したのが表3であるが、 長屋王家木簡ともう一つ比較したいのが、二条大路木簡である。 (七三五)~八年頃を中心とするものである〔渡辺 一九九五a〕。 二条大路木簡の性格については、光明皇后の皇后宮、 蔬菜の都市的消費の拡大という時期的な差を反映し 少しの差ではあるが異なることに仮に意味 時期的には、 藤原麻呂の家 、蔬菜 国家 長屋 長屋 天平

> 61 は労働力とそれに対する給付のあり方に焦点を絞って考察を深めてみた ケとの関係が示唆されているが〔舘野 一九九二、森 一九九八〕、ここで 令制官田経営との類似性が指摘され、さらにその淵源として畿内のミヤ みてみるとどうであろうか。既に、長屋王家の直轄地経営については、 力の消費や労働力への給付のあり方、言い換えれば労働力編成の面から すなわち長屋王家の薗の余剰品が周辺に売却されていた可能性もある。 などではなく、現地で購入していた。なお明証はないが、逆のケース、 うに蔬菜の交易入手も部分的に行われていたが、長屋王家では京内の市 ある(Ⅱ143)。片岡から進上された蔬菜には、木簡に表れた限りでは阿射 射美(薊)、布々伎(蕗)を一束二文で交易進上したことを示す木簡が かったと思われ、それゆえ周辺から購入していたと考えられる。このよ での交易入手を示すものがある。長屋王家についていえば、 次に、以上のような家産制的消費に対応した直接経営の特質を、労働 なお、長屋王家木簡には一点、二条大路木簡には二点、現地の薗など (薊)、布々伎(蕗)がみえないので、この薗では直接栽培していな 片岡から阿

いる意味である。 れる点との相違、 がある。一つは、 れ、支払いが常布で行われていたことが知られる。ここには二つの問題 労働力としては、表1にも示したように、雇傭労働力が広範に用 官田経営では国衙公権をもって徭丁を使役したとみら 一つは支払い手段として稲ではなく常布が用いられて

まず前者については、 次の木簡との関係が注目される。

御田人七口

三月十六日 27 13

酒の格」 ○)四月一六日官符(『類聚三代格』)を挙げておく。 御田人への魚の支給が三月一六日に行われており、 との関係が想起される。 周知の史料であるが、 次のいわゆる 延暦九年

〈諸国貢納物〉(原則として輸貢地を記すものに限る) 〔現物入手品(輸貢地記載略)〕 : 〔交易入手品〕

米、糯米、塩、小麦、菱子、栗、呉桃子 海松、軍布、加自米、海藻

荒堅魚、小堅魚、鰒、年魚、阿遅、鰯、鯛、螺、細螺 鮒鮨、酢年魚、煮塩年魚、貝酢御贄、蛤蛎腊、鯛醬

鹿薦、干宍、猪薦纏、雑腊 黒葛、漆、鉄、荏油、曼椒油 庸布(885)

伊勢税司交易海藻、滑海藻(207、銭・常布) 住吉郡交易進贄塩染阿遅(21-29) 丹波国何鹿郡高津里交易腊贄(438) 美囊郡吉川里(槲)(北宮交易、23-14)

志婆郡交易布(25-21) 交易塩(25-22) 交易御商(布?)(28-43)

□乃交易遺布(165、端布、美濃?)

若翁御物交易糸・布(161、京内交易の可能性も)

〔運搬労働力〕

駄(備前国舂米)(28-4)

← 持丁(438)

〈邸内製作品〉

染色、裁縫、綿、紙、写経、絵画、仏像、幡

矢、弓、大刀、鞘

鍛造製品(銅·銀他)、鋳造製品、鏤盤 机、椅、琴、その他木工品

木履、要带、沓、障子、籠 土師器、瓮、奈閉、気(笥) 薦、褥、羈、鞍、革製品、金漆

酒、牛乳 馬 造作

- **[技術労働力]** ※帳内は除く

染女、縫殿女、紙師、帙師、経師、装潢、書法模人、書法作人、画師、画写人

矢作、大刀造、御鞘作、御弓造兵舎人、絃刺衛士 鍛師、銀銅打、鋳物師、鏤盤師、銅造(手人)

机作、椅作工、琴作工、轆轤師

木履作人、要带師、要帯造人、沓縫、障子作人、籠作(衛士)

土師女、瓮造女、奈閉作、気作

薦縫、褥縫、羈縫、背替縫、御鞍具人、皮作、須保弖、革油高家、金漆人

牛乳煎人 馬甘、馬曳、馬作医 工、雇工

〔雑役労働力・補助労働力〕

春女、春人、楉取遣雇人、柏取雇人、御竈木取、葛取使雇人、薪取使雇人 轆轤木切雇人、大宮石運雇人、須理作雇人、馬司(草持)雇人、掃部雇人

右京職雇民 宇太借子

奴婢、今奴婢、仕丁(立丁、廝丁)、帳内、政人、少子

〈京内交易入手品〉(但し交易場所を明記しないものは京外の可能性もある。)

市?→買米(985) cf. 米交易(161、3342)

西店→近志呂(25-26)

店物→飯・酒(21-29、27-14) ※11月4・5・6・8日分、ほぼ連日販売?

※以下交易場所を明記しないもの。

食(価食銭=50文、1791)

朱沙·金青·白青(142、153)

布(1端=38文、215)

瓮、栗、釘、柏、薪(銭、28-45)

爰、油坏、奈閉(58物10文、1723)

〔運輸労働力〕

米運功常布=10常内4常は「車借用」(1786) 車借人(21-23) 車長(21-36) 車庸(25-17) 功車賃(1088) 車一輪右京人…(25-17) 大宮石(運)雇人(317)、米運雇人(27-12) 屏風持雇人、俵運雇人(25-31) 竹野王子山寺遣雇人(1829)

河内絹持雇人(21-23) 酒・菜・海藻・筥塩荷持(21-28)

薪運廝、草運人(25-15)

醬鯛(23-7)

若翁大御弓、瓮(銭、1848)

若翁御瓜(直米、25-10)、御坏物(直米、6)、薪(直米、312、21-19、1840)

土形(?)、藻湯、豹皮、麻裳、薄幡、麦縄(27-15、1785)

瓰(28-36)沓(28-37)

牛(1頭=38文、463)

道路行種々味物愿等(交易料銭、23-6)

〔宮・寺造営・維持労働力〕

都祁宮造雇人(28-9)

都祁仕丁(1797) 春日宮造役人(25-12)

春(日宮帳)内(2446)

寺(造)人功(464)

〈直轄地生産物〉

(交易入手品)

(1743、1束=2文)

片岡→阿射美·布々伎

佐保→生薑 片岡→蓮葉、菁、桃、交菜、奴奈波

木上→御飯米、供養分米、焼米、竹、阿支比、棗

糯米、交(菜)、薊、蘇良(自)

広瀬?→御紵

〔現物入手品〕

山背御薗→菁、大根、交菜、古自、茄子、比由

知佐、竹子、布々支(蕗)、阿佐美、志伊

大庭御園→菁菜 耳梨御田→芹、智佐、古自、河(阿?)夫毘、処里

矢口→意比

炭焼処?→炭 都祁氷室→氷

肩野津→米?(27-6)

不明→阿布比、糟漬毛瓜·韓奈須比、醬漬毛瓜·名我、草奈須美、余貴、柑、竹

薊、蘇良、交菜

〔現地労働力〕

(片岡) 御薗作人功(21-9)

山背御田芸人功=36常(160) 山背御田10町佃人功(25-26)

山背御薗造雇人40人(1710)

刈草人1人(1日)50束:功20人分=布3常(1719)

★ | 氷運搬駄(功銭)・丁(25-26)

〔運搬労働力〕

持人 (男女)

駄+丁(179)

都祁遺雇人(23-9) 渋川御田侍奴(23-6) 処々田苅功=250常(23-5) 薗作雇人(21-10、25-15)

御薗将作人功(21-10)

cf. 薗(造)雇人(21-11) 山処: 雇人に給う食物なき故、急ぎ処分を乞う(1715)

山口御田作人食米・塩(21-11) 御田人7口魚給(27-13)

佐貴里田(力?)五口(27-13)

※特に注目されるもののみ()内に典拠を記した。単に207などと記すものは『平城京木簡』1・2の木簡番号。21-29などと記すものは『平城宮発掘調査出土木簡概報』21号29頁のこと。以下同じ。

	A 平安原	京東西市の廛	B 奈良時代の購入物品					
	東市	西市	東市	西市	東西市の両方もしくはいずれか不明			
食料品	· 東恭 一生 海菜	菓子 干焦魚 末醬	鰒 布末 堅大青茄水瓜 生菜	細 糖 茄水瓜生大茶菁	干柿子、栗子、桃子、梨、棗 布乃利、凝海菜、生古毛 末醬 糖 大根 青菜 茄子、草茄 水葱 瓜 生薑 大豆、小豆 茶 菁 酒、芥子、芋、山蘭、筋、柏、稂蓴、茸、榆皮、壳我、 酢			
その他	丹珠玉楽香漆染馬	染草 牛	瑠璃玉	炭(真木灰)	楽 炭 薪、松、箸竹、白青、(白檀·紫檀)			

^{※()}内は正倉院文書以外の史料による事例

^{※ 〔}栄原 1992〕 105~108頁の表を改変。

表 2 東西市における売買物品

	Α	平安京	東西市の	り廛	及 2 東四巾においる元貞物品 B 奈良時代の購入物品					
•	東	市	西		東市	西	市	東西市の両方もしくはいずれか不明		
繊維 製品	東 維 無 頭子衣 綿	市	西	市	東 市 総、五色総 布 - 亭柄	西	市	東西市の両方もしくはいずれか不明		
			裙麻麻森					綺		
手工業製品	櫛針沓非筆墨 太弓箭兵鞍鞍韉鐙障靴鉄 木	企	櫛 針		屏筆墨 盆 小鎮麻紙籮俵軸 刀 笥 鷹 期 折 櫃	紙		木履 扉 筆 墨 陶坑、陶片坏、陶羹坏、陶塩坏、陶佐良、盆、堝 (横刀) (槍) 番鉄 鎮 明櫃、折櫃、麻笥、杓、(漆器) 紙 罐 養鷹、折薦、前鷹、蓆 竹帶、袴		
食料品	油米麦塩醬索心海餅太藻		油米 塩 索心海		胡麻、黒米 小麦 塩 荒醬 素が大 藻	*		胡麻油 白米、黒米、糯米 小麦 塩 醬 素餅		

ここにみえる殷富の人が田夫に与えるものとして挙げている「魚酒

獲得競争に、かかる慣行が利用されたことを示しているが、長屋王家の

経営を自立化させつつある個別経営相互の労働力

をもっていたことが想定できる

頭

石

一九九〇、

櫛木

一九九六

第五章第

節。

延暦の格は、

於斯。

於」事商量、

深乖道理。

(以下略

表 3 二条大路木簡にみえる直轄地生産物と交易入手品

〈直轄地生産物〉 [現物入手品] [交易入手品] 南園所→葵、芹、椒 南宅→蒸炭角豆、大豆、瓜、椿桃子 東宅→藁 網曳司→御贄 池辺御園司→埴器、大豆 意保御田→瓜 奄智御薗→薑 岡本宅→栗子、和炭、瓜、毛瓜、牛真蒭、青角豆 櫟本三宅→水葱(1束=2文、24-9) 山背□→阿布□ほか(直稲、29-42) 山代宅→茄子 宇太御厩→莪、御箸竹 多太氷所→朸 葛野川年魚 筑麻→醬鮎 佐紀瓦(山)司→楉 瓦山→瓦 瓦屋司→黒木、楉

右 聞、 成。 魚酒、 被二右大臣宣一係 頃者畿内国司不」遵 是以、 既楽二産業之易」就、 貧富共競竭 奉 己家資、 刺、 格旨、 貧窮之輩僅弁 凡制 曽無□禁制。 喫 魚酒 彼田夫。 之状、 蔬食、 因 百姓之弊、 茲、 頻年行下已訖。 還憂播殖之 殷富之人多 莫レ甚

応

禁事断喫

田夫魚酒

事

については、様々な見解が出されているが、「招宴労働」としての性格簡から確かめられる。田植え等の多数の労働力調達に魚酒を給する意義のではなく、現実に給付物として耕作労働者に支給されていたことが木のうち、特に「魚」は単に高価な非日常的支給物を象徴的に示している

〈京内交易入手品〉※交易場所を明記しないものは京外の可能性もある。

西市→細螺(22-10)、真木灰(24-8)

東市→雉、鮮鮒、螺(30-5)

市→米(「自左京職来銭(并)市米直銭帳」24-20)

cf.「東西市継文」(30-6)

※以下交易場所不明。

鮭、古鯖、鴨(22-14)

越田→柴

鰒、須須厂(29-29)

卿醢(直稲、31-19)

瓜、柿子、梨子、茄子(22-15)

笋子、芥、止己侶 (←「酒屋女物」22-15)

女沓、尅柄刀子(24-37)

高奈波白沙(24-37)

埦形、大盤、片盤、高坏、片坫、足附大埦、陶大埦、洗盤(22-16)、瓶(31-19)

調綿(22~17)

倭胡粉(29-25)

藺笠(29-30)

薦(30-36)

支板(30-37)

確保しなければならない事情をよく示している〔森 一九九八〕。「功」の請求が急がれており(21-9・10)、これは緊急に多数の労働力を現実のあり方を示しているともいえる。なお、片岡司では六月初旬ににみえる農作月にあたって禁止の対象となった「美物」・酒支給慣行のにみえる農作月にあたって禁止の対象となった「美物」・酒支給慣行のような大規模経営においても労働力確保の上で同様の慣行が行われていような大規模経営においても労働力確保の上で同様の慣行が行われてい

じ畿内の田地経営のあり方を示す史料として対比される。 に畿内の田地経営のあり方を示す史料として対比される。 とは、令制官田では、営料が穫稲から支出されていたことと大きく に期の庄田経営を示すとされる藤原宮跡出土木簡でも、現地の経営では に期の庄田経営を示すとされる藤原宮跡出土木簡でも、現地の経営では とは、令制官田では、営料が穫稲から支出されていたことと大きく とは、令制官田では、営料が穫稲から支出されていたことと大きく とは、令制官田では、営料が穫稲から支出される御田でも、その稲 と、弘

る貨幣は常布と銭であり、稲が見あたらないことが重要である。 で購入されている点に注意すべきである。すなわち、直営地で使用されの支払い以外でも、先述した片岡からの蔬菜の交易入手についても、銭の支払い以外でも、先述した片岡からの蔬菜の交易入手についても、銭田に御田・御蘭のみではなく、長屋王家では氷室の労働に対しても常

源運用にも影響を及ぼしていたとみることができよう。あり、人的スタッフの側面にみられるこのような中央直結のあり方が財・御薗等の直轄地経営にあたったのが、主家から派遣された帳内などで置は小さく、主家の直接的関与を重視すべきであろう。長屋王家の御田

ここで注目したいのが、次の木簡である。

○□□□□人功給遣銭百十二文 別移務所下総税司田辺(余慶遣始カ)

○史□□進布五百常之中 五十常門部王宮給 人功充給(以下略) ○史□□進布五百常之中 二百常馬司給 二百五十常処々田苅

規模での物流を前提にして成り立っていたことを如実に示している。田の経営が地域のみの完結した経営ではなく、王家を媒介にした全国的功に充てられていたことがわかる。このような労働財源のあり方は、御これによれば、下総税司が進めてきた常布の一部が、処々の田刈の人(23-5)

通について述べるところで改めて問題にしたい。 常布の機能が銭に受け継がれてゆくことを考えれば [吉川 一九八四]、常布の機能が銭に受け継がれてゆくことを考えれば [吉川 一九八四]、常布の機能が銭に受け継がれてゆくことを考えれば [吉川 一九八四]、

②邸内での労働と食米支給

について考えてみたい。米飯の支給は、邸外の部署と思われるところにことはいうまでもない。ここではそのうち、邸内での労働に関わる消費費よりも、家政機関を構成する様々な労働力への給付が圧倒的に大きい長屋王家の米の消費を考える場合、量的には、先述した供御料的な消

おりである。 日単位に請求・支給されていたことは、既に一般的に認められていると(21-24)。それに対して邸内においては、米支給伝票により基本的には遺わされた帳内には、一ヶ月分の食米等が支給されることがあったが

較的まとまったものを中心に一覧表にしたものであるが、以下の点が指4は、長屋王家木簡にみえる一人一日の食米支給額について、人数の比米支給額ごとにある程度共通した性格がおぼろげながら見えてくる。表一人一日の食米支給額を調べてみると、多様性がみられると共に、食

表4 1人1日あたりの米支給量

	総件数	0.5升以下	0.5~1升	1升	1~2升	2升	2升以上		
帳内	49	7	1	24	6	6	5		
小(少)子	44	20	0	15	1	8	0		
政人	23	1	8	2	11	1	0		
雇人	33	0	0	5	1	24	3		
*女*1	14	2	2	3	2	*25	0		
尼	7	2	1	0	2	0	2		
奴婢	7	3	0	0	3	1	0		
仕丁	10	2	0	5	1	2	0		
廝	12	2	0	4	2	3	1		
画師	6	0	0	3	0	2	1		
轆轤師	5	0	0	1	0	4	0		
鋳物師	2	0	0	0	0	0	2		
帙師	6	0	0	0	0	6	0		
書法模人	5	0	0	1	0	4	0		
*作·造*³	11	0	1	0	2	8	3		

- ※ 全体量のみ知られるもので、1人1日あたりの量を推定で割り出したものを含む。
- ※1 「女」のつく者。
- ※2 このうち4件は、土師女・土器作女。
- ※3 「作」「造」のつく者。但し、帳内・雇人・衛士等は除く。また「土器作女」は除く。

摘できるように思われる。

1

- 干みられるが(七%)、その中には一人一日の分か疑問のものもあ(三一%)、○・七五升(五%)の順となる。二升より多い支給例も若示すものではないので、全体の件数での割合を示すと、一人二升の一人二升例が最も多いことがわかる。因に、表4は全体の件数を
- 給量のばらつきが比較的少ない。 雇人は二升が多く(雇人全体の七三%)、帳内などに比して、支

2

たことが確実であることと関係するかもしれない。これは労働内容によるか、あるいは後述するように他所から召される師は、工人の中では二升の割合が低く、一升が半数を占めるが

3

- 支給例は五八パーセントを占める。が多い。因に表には示していないが、工人総件数五九件のうち二升が襲い、昳師、また「作」「造」のつく工人等には二升の支給例
- 、 に(ひこ)は一十ない)にしよいが多い。 帳内は二升より少ないものが多い。その中では一升が比較的多い。
- ⑥ 小子(少子)は一升ないしそれ以下が多い。
- 性でも一人二升の例がある。) 女性の多くは二升より少ないが、土師女(土器作女)のように女

場や写経所等の事例と合致する。成人男性で一升ないしそれ以下のもの少ない額であった。これらの点は、正倉院文書などから知られる造営現一方、⑤の帳内などの事務労働者、⑥年少者、⑦女性では、それよりも中でも雇人や工人等の男性肉体労働者の基本額であったことが知られるが、まず①より、一人二升が食米支給の基準額であったことが知られるが、

台、計算上一人一日分二升で支給されることになっていても、実際に炊ところで、仕丁について彌永貞三氏が指摘したように、共同炊事の場

間食か一時滞在時の食料の可能性もある。

に現米で支給されることが多かったのではなかろうか。 に現米で支給されることが多い②の雇人や④の工人の多くは、食米の給付形目々の飯米支給の実態を示すと思われる米支給伝票で、二升単位の米が日々の飯米支給の実態を示すと思われる米支給伝票で、二升単位の米がらに思われる。すなわち、食米二升すべてが個々人に給与の一部のようが、このことを考えれば、飯されて食料に供せられるのは一升二合であり、残りの八合は半食残米飯されて食料に供せられるのは一升二合であり、残りの八合は半食残米ので支給されることが多かったのではなかろうか。

上では独立性が高かったことが食米支給のあり方から推測される。 に二升を給されていることが注目される。一方、遺物の上では、木簡がらせて理解されている〔玉田 一九九五〕。このように、土師器製作工人らせて理解されている〔玉田 一九九五〕。このように、土師器製作工人の長屋王家によって独自に編成されていたと考えられるが、労働形態のが長屋王家によって独自に編成されていたと考えられるが、労働形態のが長屋王家によって独自に編成されていたと考えられるが、労働形態のが長屋王家によって独自に編成されていたと考えられるが、労働形態のが長屋王家によって独自に編成されていたとが食米支給のあり方から推測される。

ければならない。そこで次にこの問題について考えてみたい。王家への専属性・従属性如何とは必ずしもつながらないことに注意しなただ、上記のような給米額からみた「独立性」は、その労働力の長屋

を屋王家に固定的に従属していないあり方を重視する寺崎保広氏の見解がある〔寺崎 一九九四〕、それらが、大、横木 一九九七〕。さらに、工人については、品部・雑戸の使役を加七、横木 一九九七〕。さらに、工人については、品部・雑戸の使役を歴定家、遡っては高市皇子宮に関係の深い労働力も存在する〔森 一九屋王家、遡っては高市皇子宮に関係の深い労働力も存在する〔森 一九屋正家、週らかに政府から派遣されてきた(召されてきた)ことを示すまず、明らかに政府から派遣されてきた(召されてきた)ことを示す

になるのは、天平宝字三年(七五九)「造瓦所解」(四-三七二)にみえこのような労働力の所属性と食米支給形態との関係を考える場合参考

形をとらなかったように思われる。 この瓦工は造東大寺司造瓦所の構成る「恵美薗充瓦工」の場合である。この瓦工は造東大寺司造瓦所の構成る「恵美薗充瓦工」の場合である。この瓦工は造東大寺司造瓦所の構成な「恵美薗立れてきた者、政府その他の工房などとの両属の形をとる者他から派遣されてきた者、政府その他の工房などとの両属の形をとる者他から派遣されてきた者、政府その他の工房などとの両属の形をとる者を存在した可能性が高い。ただ、「雇工」とみえるのは一例、それも邸も存在した可能性が高い。ただ、「雇工」とみえるのは一例、それも邸めであり(27-12)、前述の流動的な技術労働力は、必ずしも雇工というみであり(27-12)、前述の流動的な技術労働力は、必ずしも雇工というみであり(27-12)、前述の流動的な技術労働力は、必ずしも雇工というみであり(27-12)、前述の流動的な技術労働力は、必ずしも雇工というみであり(27-12)、前述の流動的な技術労働力は、必ずしも雇工というみであり(27-12)、前述の流動的な技術労働力は、必ずしも雇工というみであり(27-12)、前述の流動的な技術労働力は、必ずしも雇工というみであり(27-12)、前述の流動的な技術労働力は、必ずしも雇工というみであり(27-12)、前述の流動的な技術労働力は、必ずしも雇工というみであり(27-12)、前述の流動的な技術労働力は、必ずしも雇工というみであり(27-12)、前述の流動的な技術労働力は、必ずしも雇工というみであり(27-12)、前述の流動的な技術労働力は、必ずしも雇工というなどの対象となっており、対象となるのであり、

も政府の官営作業場に類似の形態がみられる〔彌永 一九八〇〕。木簡にみるように、仕丁(廝丁)が雇傭される場合があったが、この点などの官営作業場と類似している。また、雇人の供給源の一つに、次のられる点に特徴がある。このような補助労働力のあり方は、造東大寺司をれに対して、補助ないし雑役労働力には仕丁とともに雇人が多数み

・四月十二日□□□□海藻運仕丁廝五人功五文 (五古々) 石角

とにしたい。でも注目されるが、功直の問題は、次章で物価との関係で再度触れるこでも注目されるが、功直の問題は、次章で物価との関係で再度触れるここの木簡は、功直が一功=一文の公定価値どおりの支給がみられる点・(裏略。但し「廝四人四文」の記載あり) ○(Ⅰ26)

その他の雇人の供給源については不明の点が多いが、

- ○右京職雇民右二人持草十二尺束 人別六尺束
- 廣嶋 (21-23)

霊亀元年十一月十九日

る。 と記す木簡があり、長屋王家で京職の雇民が使役されていたことがわか 一方、二条大路木簡にも、

^{拾力} □小子五人功銭十五文 □ 功別五

期に遡ることが確かめられるとともに、長屋王家では、京職を介して徴 発された雇民を使役 る雇傭労働の編成は後の史料にもみえるが、かかるあり方が奈良時代前 とあり、 京職が小子を雇っていたことが知られる。このような京職によ 天平八年六月十四日坊令大初位下刑部舎人造園麻呂 (借用) できる立場にあったことがわかる。 22 10

方、 次の米支給伝票にみえる「借子」の存在にも注意したい。

宇太借子米一升受即

十一月十五日豊万呂 ○ 23 12

「宇太 (宇陀)」の地名が冠せられているが、この点に関連して次の木

移 奈良宮務処 宇太御□□仕丁廝二口□□分□□(前奉ヵ)

簡が注目される。

○ 奉 都 _即付長谷□麻□

25 25 25

故奉可: 物部□嶋

ができる。借子とは、あるいはそこから臨時に雇傭してきた役丁ではな たことがわかるが、 この木簡から、字太(字陀)郡にあった御□という組織に仕丁の廝がい 長屋王家と宇陀の地との特別の結びつきを窺うこと

かろうか。

があったようであるが、個々の分野ごとの詳細な検討は今後の課題とし 技術労働力については、専属性の強い分野と、 流動性の強さと裏腹に食米支給額の上での独立性の高さが指摘できた。 きた。そこで特徴的であったのは、雇人の使役と給付のあり方であり、 以上、邸内ないしその周辺で使役された労働力について検討を加えて 流動性が高い分野の両方

たい。

3輸送労働力

まず、長屋王家での車の使用に関する木簡を以下に掲げる。

○米運功布十常 四常者車借用 遺六常前遺一常右七〇 $\widehat{\mathbb{I}}$

(**7**)

○車借人六口米三升 受小牒

(1)

○(異筆記載略) 十一月廿二日廣嶋

家令(21-23)

ヴ・百済郡南里車長百済部若末呂車三転米十二斛 田辺廣国 中十石

元年十月十三日 八木造意弥万呂(21-36

またこの木簡については、難波市で交易された米を運搬したものと解す 複数の人物が輸送に従事していたと考えられる〔舘野 一九九八 四〇頁〕。 る見解がある 〔松原 一九九八〕。 **ヴについては、車長とされる百済部若末呂が車の所有者で、** 彼の下に

エ・処□御□□

十七日車庸充卅(25-17)

(**オ**) 有京人□田万呂領 □□□嶋一人車一輪 (文忌寸ヵ)

六月十日神碑
17

可能性が高い。 見える木簡にも署名しており(27-17)、それも運輸に関するものである 送に携わったことを、神磯部弓張が報告したものと思われる。これに署 名している神磯部弓張は、別に六月十三日の日付をもつ「上丁」の語が オの木簡は、□田万呂が文忌寸嶋一人を領して(率いて)車による輸

表5 都祁氷室からの氷の運搬

6/29~閏6/12	5 駄			
閏 6/15	1 駄	□□□万呂		
18	1 駄			
20	5 駄	丁借馬連万呂	□駄	
22				
24	1 駄			
右 □	□駄			
24			氷駄給銭□□文	受狛多須万呂
26			充給氷駄銭21文	受 多須万呂
(閏6)/16	1 駄		進(狛)多須万呂	
17	1 駄		"	
20	1 駄		"	
7 / 2	1 駄		"	
4				
〈以下裏面〉				
7 / 8	2 荷	持人□□少書頭	起 □□	
	5 駄			
10	1 駄			
12	1 駄	丁□田主寸麻品	<u> </u>	
14				
□□8	1 駄			
29	1 駄			
7 / 🗆 🗆	1 駄		火三田次	
20	1 駄			
;	1 駄		伊宜臣足嶋	
	1 駄			
8 / 4	1 駄		他田万呂	ĺ
8 / 6	1 駄			
8 / 8	1 駄			
	1 駄			
;	a per		他田万呂	
12	1駄		他田臣万呂	
8 / 20	1 駄		他田臣万呂	

効・□国相楽郡大狛里人道守臣末呂一両

23 13

(キ) 功車賃(IM%) 道守臣末呂は輸送を担当した者と思われる。

く表れているといえる。このように長屋王家では、邸宅外にあって車にる可能性が高い。邸内の恒常的労働力に対する支給とは異なる性格がよは五合と少なく、小子・犬・女性などの常食を除けば、間食の支給であ以上のうち、小は車借人への米支給伝票であるが、一口あたりの食米

の労働力編成のあり方を最も端的に示している。正より御田との関係も窺える。邸内労働力のみでは完結しない長屋王家賃などと表されるごとく雇傭関係が基本であった。運んだ物は米が多く、よる運送に携わる「車借人」への委託が行われ、米運功布・車庸・功車

(後に関係したと思われる者で、優遇措置の対象となったも彼らの下に車力が編成されていたと思われる。また、聖武太上天皇の葬れるのは、天平宝字四年(七六○)「丸部足人解」(一四‐三六○)で輸車の所有者を示す可能性のある木簡として、炒水切を挙げることがで車の所有者を示す可能性のある木簡として、炒水切を挙げることがで

で遡ることは興味深い。 で遡ることは興味深い。 で遡ることは興味深い。

進上氷一駄丁 阿倍色麻呂

九月十六日火三田次 ○(21-12)

者にもみえ(23-6)、直のカバネを有していたことがわかる(27-17)。の現地責任者と考えられる。またこれらの他にも、柑の進上木簡の署名は別に氷室造営に関する木簡の日下にも署名しており(Ⅱ四)、都邴氷室いる火三田次は、記録簡の裏面にも一箇所だけであるが名がみえる。彼という一回の輸送に対応した進上簡も存在する。ここに日下に署名して

の管理労働を担う存在であった可能性が大きく、運送の責任者ではあっ 田万呂も火三田次と同じ役割を果たしていたとすれば、彼らは長屋王家 とから、輸送の責任者であったことが知られる。彼は七月二日までの責 の主体となっている、狛多須万呂 倍色麻呂は、駄を牽く者と思われる。それに対して、記録簡の「進氷」 意してよい。 同レベルの人物かどうか判断が難しいが、カバネを有していることは留 三田次については先に述べたとおりであるが、もし仮に狛多須万呂・他 任者で、以後裏面分は他田万呂ほかに交替したらしい。裏面にみえる火 ような人物であろうか。このうち狛多須万呂は駄賃を受け取っているこ 以上の木簡で、まず「丁」と記される借馬連万呂、□田主寸麻呂、 必ずしも運送業者とは断定できない。なお、 (表面)、他田臣万呂 伊宜臣足嶋は彼らと (裏面) はどの 冏

ところで、長屋王家では片岡・大庭からの蔬菜の運上にも駄が用いられている。片岡からの進上木簡では、駄のほかに、「持丁」「持人」の名れている。片岡からの進上木簡では、男性は駄と組になる者が多いのに対し、女性の「持人」は駄と共にではなく単独でみえることである(I 176 し、女性の「持人」は駄と共にではなく単独でみえることである(I 176 いる〔福原 一九九五〕。このように長屋王家直属の労働力が運搬に用いいる〔福原 一九九五〕。このように長屋王家直属の労働力が運搬に用いられる場合があった。

この点については次の進上木簡が注目される。それでは、駄と共にみえる男性はどのように考えればよいであろうか。

0

十月十七日

倭万呂○(27-5)

持人木部百嶋

二人

人間である可能性が高いように思われる。

上からの米の進上木簡が多数見えるにも関わらず、駄馬による輸送を示かろうか。木上にも「御馬司」(Ⅱ7記)が存在したことが知られるが、木いが、基本的には乗馬用と思われ、駄馬の多くは雇傭によったのではな馬甘」「御馬曳」もいて(27-10ほか)、馬が飼われていたことは間違いな寒が所有していたかどうかである。たしかに「御馬司」が存在し、「御家が所有していたかとうないのは、運搬に用いられた駄馬を長屋王ここで考えておかねばならないのは、運搬に用いられた駄馬を長屋王

すものが皆無であることからもそのように考えられる。

上 駄による輸送が一般的であったことと関連していると考えられる〔櫛木 長屋王家に諸国から送られてくる米俵の規格に特徴的な一斛という量は、 最後に、諸国からの貢納物で駄を用いていたことを示すものとして、 備前国春□……□六十六斛駄□」と記す削屑がある(28-4)。なお、

特に車・駄等の大量輸送において高かったことに留意しておきたい。 の消費を支えた物資の輸送において、王家の外部経済に依存する割合が どには駄による輸送が行われたと考えられる。いずれにせよ、長屋王家 雇傭での支払いのあり方と共通する。一方、諸国貢納物の場合も、米な られず、常布や銭が用いられたが、この点は先にみた直轄地での交易・ 輸送の二形態が存在することが知られた。前者の賃料支払いには稲はみ に依存する車・馬による輸送と、奴婢その他の直属の労働力に依存する 以上、畿内直轄地等からの物資の輸送は、 基本的に邸外の雇傭労働力

(4)長屋王家と交易

四日米交易」なる削屑もあり(Ⅱ33)、米が交易されていたことは確かで は少ない。その中で、市との関係を窺わせるものとしては、「□買米」 などを除く)は、表1に示したとおりであるが、入手場所を記したもの (Ⅰ%)と記す削屑があるが、断片的であり詳細は不明である。 長屋王家が直接交易で入手したもの(すなわち諸国からの交易貢納物 別に

333 わざ購入しているのかという点である。これについては、 王家の邸内の労働者に、 瓰など土器類である。ここで問題となるのは、 なお、 ・ 釼など)、邸内で生産していると思われるにもかかわらず、 場所を明記しない購入品でやや目立つのは、瓮・油坏・奈閉 「土師女」 「瓮造女」「奈閉作」などがみえ 先に触れたように、長屋 邸内生産品は なぜわざ î

> の性格によって入手形態が異なっていた可能性が考えられる。 生産品の使用者が限定されていたのかもしれない。いずれにせよ、 祭祀用など非日常的な用途のものとする考え方があるが、あるいは邸内 ところで長屋王家の交易活動に関わって注目されるのは、 「西店」に関するものであり、例えば次のような付札が挙げられる。 店 消費

十一月四日店物 直九十九文 飯九十九笥 別笥一文

し

酒五斗直五十文 別升一文 右銭一百卅九文 21 29

のや (II 1763 1764)、 になる。他に、西店から米を一〇石、 考えられるので、ほぼ連日このような木簡が長屋王家に届けられたこと たことを示す木簡(25-26)などがある。 他に同類の木簡として、同月五・六・八日の分がみえ、同年のものと 近志呂(コノシロ)という魚を五〇〇隻交易進上し ないし五石進上したことを示すも

家木簡ではないが、次の平城京二条条間路北側溝出土の木簡である。 との関係から考えれば、舘野氏も指摘するように、東西市の中にあった に東西市のそれを指すが、長屋王家の場合は、後にみるように令の規定 が進上されていることから、そこに米が蓄積されていたことがわかる。 や諸国の米が多量に運び込まれており、西店からも長屋王家に大量の米 に販売した物と考えられる〔舘野 一九九七〕。長屋王家には広大な御田 書き方になっていることなどから、長屋王家が購入した物ではなく、 わしい比較的小さめのものであること、記載内容も特に前掲木簡のよう に購入物品を主体とした書き方ではなく、売却して得た銭を主体とした これらの木簡にみえる飯や酒は、木簡の形状がさし銭につけるにふさ ((肆)の可能性は低い。このことを考える上で参考になるのは、 店は肆・廛と通ずる語で、物品の貯蔵・販売を行う施設である。一般 逆

店□□十六文

市□廿三文 (34-27)

ったことが知られる。
並列的に計算されていることから、店と市とが概念上並列的な存在であの計算は、72+16+23=111文となると考えられ、「店」分と「市」分が長屋王家木簡以外にも「店」の記載がある点でも重要であるが、銭額

販売されていた可能性がある。 長屋王家の「店」(西店)を拠点とした盛んな交易活動、とりわけ販売活動の存在は、家産経済(オイコス経済)という語から得られる、やもすれば自給自足的なイメージに修正を迫るものである。長屋王家のである。長屋王家では米やそれから作られる酒のみでなく、先に述べまうに薗で生産された蔬菜類など他の物品についても、明証はないがたように薗で生産された蔬菜類など他の物品についても、明証はないがたように薗で生産された蔬菜類など他の物品についても、明証はないがたように薗で生産された蔬菜類など他の物品についても、明証はないがたように薗で生産された蔬菜類など他の物品についても、明証はないが、たように薗では、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のである。

有していたことであり、(18) 連して想起されるのは、 す削屑の存在(Iધ3)から、長屋王家からの「符」の宛先 京外にも広範囲に存在した可能性がある。 資の集積地でかつ交易拠点であった所が、 と推定されている〔舘野 |九九八 三四三頁〕。このように長屋王家の物 て なお、 津 があり、 肩野津からの米の進上を示す木簡や(27−6)、「符片野□」@津の そこで物資が集積されていた可能性がある。これに関 長屋王の子安宿王が、 この地はもと長屋王の所有するところであった 先述の「店」などとは別に、 難波津に倉のある家地を (の一部) とし と記

規定がある。 ところで、皇親・貴族層の商行為については、養老雑令に次のような

肆・興販。其於」市沽売出挙、及遺」入於「外処」貿易往来者、不」在、凡皇親及五位以上、不」得」遺「帳内・資人及家人・奴婢等、定「市

例

りである(『唐令拾遺補』)。の条文は、開元二五年令(七三七)しか復原されていないが、次のとおもないので、一応同じであるとみておきたい。一方これに対応する唐令大宝令の規定は不明であるが、養老令で大きく改訂したと考える根拠

非言商利言者、不立在言此例。在言市肆言興販、及於言邸店言沽売出挙言其遺与人於言外処、売買給立家、諸諸王・公主及官人、不立得正遺言親事・帳内・邑司、奴客・部曲等、

日唐両令を比較してみると、両者共に禁止されているのは、市での興日唐両令を比較してみると、両者共に禁止されているのは、市での興日唐両令を比較してみると、両者共に禁止されているのは、市での興日唐両令を比較してみると、両者共に禁止されているのは、市での興日

がある。長屋王家の店 されている上に、市肆以外での商行為もある程度放任されていた可能性 とが判明したので、 り入れなかったが、長屋王家木簡などで「店」の語が用いられているこ は小さなものを指す〔日野 一九六八 二九頁〕。日本令ではこの用語を取 食業、倉庫業などを営むもので、邸は比較的建築規模の大きなもの、 なっていることである。 のに対して、唐令では、 最も重要な相違は、日本令では市における沽売出挙が容認されている 日本令では貴族層の市における非営利的な販売・出挙行為が容認 中国の (西店)での販売行為も、そのような法のあり方 邸店は商店を指す肆舗と区別され、 市以外の邸店における沽売出挙も禁止の対象に 「店」との関係が問題になろう。それはとも 旅宿業、 店 飲

を背景にすれば理解しやすい

がると考えられる。 四〕一二月二二日官符、貞観六年〔八六四〕九月四日官符など〕につな なる市人と王臣家・諸司との結託行為(『類聚三代格』承和元年 係ではないように思われる。また、そのような伝統は、 伝統 以前からの王権を構成する王族の家産制が商業と密接に結びついていた 日本では中国よりも貴族の商業活動への規制が比較的弱いのは、 (秦大津父と即位前の欽明天皇、炊屋姫の海石榴市宮など)と無関(②) 九世紀に問題と 冗三

(5)小括

品などを邸内で完結して生産しようとする指向性は確認しうる。 あり、実際に米や蔬菜を御田・御薗の直接経営によって入手し、手工業 的な物資の生産が行われていたことはこれまで強調されてきたところで が意外に大きいことである。巨大な家産経済の消費を支える上で、 してきたが、すべてを通じてみられる特徴は、交換経済に依存する部面 以上、長屋王家の直轄地経営、邸内生産、運輸活動、交易活動を概観

京の初期段階からみられることは注目すべきである。 行われていたことも推測され、都市的消費に対応した商業的行為が平城 分けられていた可能性がある。また、「店」などを通して酒食の販売が 入物品も、手工業品を中心に若干見られ、用途によって入手形態が使い 布などの「貨幣」が広く用いられていた。また、邸内生産品とは別に購 わず指摘できる重要な特色である。そのための財源も、米あるいは銭や のみでなく、広く外部の雇傭労働力に依存していた。これは邸内外を問 しかし、これらの活動に必要な労働力は、邸内直属の諸階層の労働力

の時期も見据えて、都市経済の展開との関係を問題にしたい。 そこで次に、このような物品・労働力の広範な流通の様相を、「商品 「貨幣」のあり方を通して分析したい。その場合、長屋王家よりも後

❷貨幣と物価

①米の流通

かある。 長屋王家木簡の中には、 以下のように、直を米で示したものがいくつ

ア・御坏物直米二升充奉

0

受古女 九月三日 椋垣忌寸 $0 \\ \widehat{\mathbf{I}} \\ \underline{\mathbf{6}}$

(ウ) **(1)** ・○員方王子米六升 「 薪直米三升 全即 十二月廿一日稲虫書吏○(Ⅰ32

0 薪直三升 受即

(**I**) 十二月十二日[___(25-10)

廣嶋

(†) ・小子十六口米一斗六升尼二口米五升薪三荷直

米九升右米三斗 十二月六日廣嶋

21 19

そのことを支持している。 記す直物の変化などから、平安時代中期以後と考えられている〔歌川 を想定する見解もあり〔三上 一九九七〕、上記の長屋王家木簡の事例は 一九六七 五五~五七頁、栄原 一九九三 二八三~四頁、梅村 一九八九 一九 ~二頁〕。しかし、奈良時代から西国では米が貨幣的に流通したこと 般には、貨幣的機能の担い手が穎稲から米穀に変わるのは、

が しうる史料として、長屋王家木簡に、 ところで、穎稲と米との公定換算率は、 稲と米の価格関係という点からはどうであろうか。このことを推測 周知の通り一束=五升である

直稲八東一斗直二東

□足稲八東

○ 27 15

れる〔櫛木 一九九九a〕。 長屋王家では直として稲も用いられていることが知と記すものがある。長屋王家では直として稲も用いられていることが知ることになる。長屋王家木簡以外で、上記の公定換算率がそのまま価格にも反映していることになる。長屋王家木簡以外で、上記の公定換算率がそのまま価格にも反映してな貨幣として用いられるようになっても存在するが、これは米が一般的格関係となっている例は時期が下っても存在するが、これは米が一般的格関係となっている例は時期が下っても存在するが、これは米が一般的格関係となっている例は時期が下っても存在するが、これは米が一般的格関係となっていると考えらいることになる。 長屋王家では直として稲も用いられていることが知と記すものがある。長屋王家では直として稲も用いられていることが知る。

 米が一般的な貨幣として用いられるようになる背景には、政府による 大量の一元的な再分配の経済運営が、一○世紀後半を画期として大き を中心とする富を、政府が必要に応じて調達するシステムに転換することが指摘されている〔佐藤 一九九〇、中込 一九九五〕。しかし、それ以とが指摘されている〔佐藤 一九九〇、中込 一九九五〕。しかし、それ以とが指摘されている〔佐藤 一九九〇、中込 一九九五〕。しかし、それ以とが指摘されている〔佐藤 一九九〇、中込 一九九五〕。しかし、それ以とが指摘されている〔佐藤 一九九〇、中込 一九九五〕。しかし、それ以とが指摘されている〔佐藤 一九九〇、中込 一九九五〕。しかし、それ以もしていたが、そこでは部分的にではあるが米が貨幣的に使用されている賃鋳造の停止があるが、それは必要条件に過ぎない。より本質的には、銭貨鋳造の停止があるが、それは必要条件に過ぎない。より本質的には、それは、政府による

機はどのようなものであろうか。結論からいえば、労働力との交換を重用された側面が大きいように思われる。それではそのような商品化の契幣的に流通したというより、商品としての流通を前提にして貨幣的に使このように、米は銭などとは異なり、政府の定めた価値付与により貨

視すべきであり、都城制の成立が画期になるように思われる。

のではあるが、民衆レベルの少額の食料取り引きが行われるようになっ ような上京する役民の食料対策に腐心しなければならなかったが、それ 国の民衆に課された。このように莫大な数の民衆が首都と地方を恒常的 もう少し遡って考えてよいかもしれない。 の造営に関係するとすれば、 のは八世紀初頭からであるが、天武朝から開始された貨幣鋳造が藤原京 たことは、銭と米穀の流通という点から見逃せない。史料で確認できる という点で注目すべきである。自然的にではなく政策的に形成されたも を意図したものであろうが、食料を売買を通じて得る関係が形作られる 稲穀を役夫の所持する銭によって購入させようとする政策は、 に)奏聞させている(『続日本紀』同年三月壬午条)。このように民間 て米を売らせ、一年に一〇〇石以上を売る者に対しては(褒賞のため 諸国の運脚や役夫が帰郷時に食料が不足するので、「豪富の家」を募っ していた点が重要である。例えば平城遷都直後の和銅六年(七一三)に を単に国庫からの再分配によってではなく、銭を媒介にした交易に期待 に行き来することは、これまでにみられないことであった。 められた。また、都市住民を養う諸物資を貢納するための運送労働も全 都城の成立に伴って、それを造営・維持する莫大な労働力が全国に求 同様の関係は、 規模はともかくとしても 政府はこの 銭の普及

得ることが行われていたことを示しているように思われる。ともその食用米に名を借りて私米を運送し、それを売りさばいて利益をとが禁止されている(『類聚三代格』延暦二年〔七八三〕三月二二日官とが禁止されている(『類聚三代格』延暦二年〔七八三〕三月二二日官ともその食用米に名を借りて私米を運送し、それを売りさばいて利益をともその食用米に名を借りて私米を運送し、それを売りさばいて利益をともその食用米に名を借りて私米を運送し、それを売りさばいて利益をともその食用米に名を借りて私米を運送し、それを売りさばいて利益をともその食用米に名を借りて私米を運送し、それを売りているように思われる。

として、衛士・仕丁等の坊(まち)が設定されていたが、そこでの商売 上京する民を対象にした商売が成り立っていたことを示している。 れないであろう。延喜左右京式によれば、京内における役夫の集住の場 ていたのではないかと推測されるが、このような関係は大野城に限定さ 卒の食料米の納入・運搬・売却等に関わり、そこから何らかの利益を得 観一八年〔八七六〕三月一三日官符)。恐らく大野城周辺の百姓は、 城周辺では商売が成り立たなくなり荒廃したという(『類聚三代格』 城から離れて位置する大宰府の税庫に収納するようになって以来、 来大野城の城庫に納めていたので、それをあてにした城庫周辺の百姓が 九世紀の後半のことであるが、大宰府大野城の衛卒のための食料米は元 てきたことは、右とはやや性格を異にする次のような例からも知られる。 「逐」往還之便、求」売買之利」」めていた。ところが、その食料米を大野 商品としての米の流通が、役民への食料給付をめぐる関係から発展し 酒食を除くほか禁止されていた。このことは逆にいえば、これらの 衛 貞

おける特徴をよく示していると思われる。 を重視したい。その意味で都市の形成と商品流通との関係のこの時期に 農村から切り離されることになる人口が相当量生み出されたことの意義 らみれば部分的であろうが、米が商品化する契機として、一時的であれ これまで述べてきたような役夫の食料に関わる売買は、商品流通量か

(2)布の流通

いたことは、先に述べたとおりである。 としての意味合いが強い。実際に長屋王家でも労働への給付が行われて 規定とも連動していることから知られるように、労働力に対する給付物 は営繕令(計功程条)に一常=五功の関係で示され、賦役令の歳役の庸 流通が実態として把握できるようになったことはその一つである。常布 長屋王家木簡によって明らかになったことは数多いが、常布の広範な

> めのものと理解されている〔吉川 一九八四〕。 成段規定と常布使用禁止の政策は、和同開珎の流通を円滑ならしめるた による庸布の成段規定、『続日本紀』和銅七年二月庚寅条にみえる商布 そして、和銅六年(七一三)二月一九日格(賦役令集解歳役条所引)

(mヵ) ちょうど後者の法令が出されたのと同じ年の長屋王家木簡に、

- 「伊勢税司」進交易海藻 十□斤 滑海藻三百村□
- えが長屋王家においても意識されていたことを窺わせる記述になってい と記すものがあり、銭と常布が並んで使用され、常布から銭への切り替 □銭五十三文遺布六常 和銅七年六月廿□日□□連大田(Ⅰ207)

方、調布の規格である「端」を単位とした布の使用・流通もみられ

る。 例えば、 る。

·□菜進出僧□分

0

□□□□□黒万呂□□乃交易遣布一端 従廣 足 日 田 日 Î 165

があったことが知られる。なお、端布には、 て送った布の意か決めがたいが、いずれにせよ端布も交易と密接な関係 とみえるのがそれで、交易によって送ってきた布の意か、交易の直とし

少書吏 布廿四端下

十四端者 上 蔵遣 鎰勾 二二 二二

ं II 1695

とあるように、上・下の品質にも注意されていたことがわかる。

初期の価格水準がわかる例があることである。 ところで、長屋王家木簡で重視されるのは、このような布の奈良時代

□**布**二端 々別卅八文

Î 215

は、 この端あたり三八文という額について少し考えてみたい。一端の長さ 当時は賦役令(調絹絁条)によって五丈二尺であるから、 「常」に

操算すれば四常になる。一方先に述べたように、一常=五功であるから、 操算すれば四常になる。一方先に述べたように、一常=五功であるから、 とこの本簡はその倍近い三八文という額を示している。これは、一つは 上記の本簡はその倍近い三八文という額を示している。これは、一つは 上記の本簡はその倍近い三八文という額を示している。これは、一つは 少し後の時期であるが、同時期の庸布と調布の価格差をみると、次の 少し後の時期であるが、同時期の庸布と調布の価格差をみると、次の ようになる。

宝亀三年(七七二) 庸布一段一七○~二○○文(六-三七九、一

九一一一五)

調布一端四〇〇文(二〇-八六)端換算二五五~三〇〇文

(いずれも新銭)

天平宝字六年(七六二)一二月庸布一段二五〇文(一六-九二)

端換算三七五文

調布一端四五〇文(一六-九三)

価との間にズレも生じていたことになる。で遡るとすれば、先述の価格差を品質差のみから説明するのは難しいよいると思われるが、倍近くにはならない。この格差が奈良時代初期にまいると思われるが、倍近くにはならない。この格差が奈良時代初期にまにしていると関布の方が高く、品質差を反映して

が、翌年二月戊戌条によれば、「市頭交易、元来定」価、比日以後、多『続日本紀』養老五年(七二一)正月丙子条に銀一両=一〇〇文とあるの初の価値を維持し難くなっていたことを示している。少し後であるが、れていたのに対して、モノの時価は早くもそれとの乖離が生じていた。人功は後述するように、一功=一文の公定価値どおりの支払いがなさ

を先の木簡は示している。この時に急に生じたのではなく、既に以前からある程度進んでいたこと同開珎の価値が半分に切り下げられたことになるが、そのような事態は不-如-法」ということで、銀一両=二〇〇文とされている。この時に和

字六年・宝亀三年以前の額としては、ここで、端布の物価変動について触れておきたい。先に挙げた天平宝

天平一〇年(七三八) 一端二〇〇文(七-一四六、一五七天平一〇年(七三八)

九、三三八、一六-三〇〇等) 天平宝字二(七五八)・四年 一端二四〇~二六〇文(一四-一一、二

を挙げることができる。

で約一四・七倍である。
が六・五倍、天平宝字二~四年で約八・三倍、前記天平宝字六年の時点ったが、それを考慮すれば、天平一○年の時点で長屋王家木簡の時期のったが、それを考慮すれば、天平一○年の時点で長屋王家木簡の時期の満布規格が改訂され、一端=五丈二尺から四丈二尺(約○・八倍)とな養老元年(七一七)一二月二日格(賦役令集解調絹絁条古記所引)で

後の時期の価格がこの何倍になるかを示せば、次のようになる。層がある(28-37)。これを仮に絹または絁の価格を示したものとして、めに取り上げておきたい。長屋王家木簡には、「疋各九十文」と記す削最後に、同じ繊維製品である絹・絁の価格動向についても、比較のた

 天平宝字六年
 一〇一八文
 一一・三倍

 天平宝字四年
 六三八文
 七・一倍

 天平二〇年
 三七〇文
 四・一倍

価格上昇率を示していることが知られる。これをみれば、布と絹・絁とは、同じ繊維製品として、だいたい似た

天平宝字四年 (七六〇)

法華寺造金堂所解(足庭)

(3)銭の流通と功直・米価の相関関係

していると思われる。 たものがある(21-29)。これは人数が不明であるが、人功の単位量を示 げた木簡の他にも、 れたように、その価値どおりの支払いがなされている例がある。先に挙 九九三 第一・八章〕。この点を長屋王家木簡についてみると、前章で触 かかわらず、交易や功直の支払いに銭貨がかなり用いられていたことが への支払い手段として、一功=一文の価値が定められていた〔栄原 一 たように、和同開珎の鋳造は平城京造営と密接な関係があり、雇役役夫 知られる。ここではまず功直を取り上げる。栄原永遠男氏が明らかにし 長屋王家木簡から、和同開珎初鋳後一○年足らず経ただけであるにも **瓮・釘・柏・薪等の価直と共に「人功一文」と記し**

ほぼ公定価値どおりの功直支給が行われていたことが重要である。因に、 その後の単純労働と思われるものの功直の変化をみておくと、次のよう いずれにしても、長屋王家木簡にみえる奈良時代初期の平城京では、

天平六年 (七三四) 造仏所作物帳 雇人

三~五文 (七一三六)

二条大路木簡 小子

三文(22-10)

天平七・八年頃

五文(24-21)

二文

天平勝宝三年 (七五一) 雇役 雇人

(1二-1八0)

雇夫 (少丁) 雇夫 (正丁) 平均一一文 五~六文

雇夫(小子

(一六一二八三)

天平宝字六年 造石山寺所銭用帳 雇夫

宝亀二年 (七七一)

一五文

平均一一文

考までに付しておいた。 値)を示せば次のようになる。なお、最後に和銅四年からの上昇率を参 か。まず、上記の功直と対比できる時点の米価 このような功直の長期変動を米価との相関関係でみるとどうであろう (六-二〇二・二三九、一九-一一〇・一一一) (複数ある年は中間的な

和銅四年(七一一)穀六升=一文 →米三升=一文

→米一斗=三・三文

天平元年(七二九)米一石=銀一両 (銀一両=二〇〇文)

→米一斗= 二〇文 六・一倍

天平勝宝三年 (七五一) 五〇文 一五・一倍

天平宝字四年 (七六〇) 四五文 一三・六倍

天平宝字六年

(閏一二月を除く)

(同年閏一二月

六〇文 一八・二倍

九〇文 二七・三倍

宝亀二・三年(七七一・二)六五文 二〇・〇倍

量によって示すと次のようになる。 次に、功賃と米価の相関関係を、 雇夫一日の労働の功直で買える米の

復していることである。すなわち、 る混乱は、 直・米価ともに新銭で表示されたものを挙げたが、両者のバランスが回 とがわかる。中でも特に注目されるのは、宝亀二・三年のデータは、功 が著しかった天平宝字六年頃を除けば、だいたい二~三升の水準で推移 しており、大まかにみれば、功直と米価との平衡関係が保たれていたこ(ミヨ) これをみれば、貨幣改鋳や政治的混乱・自然災害などによる米価高騰 和銅頃 三升 → 二·四升 ↓ 一時的なものであった可能性が高いように思われる。これら 天平宝字六年 天平期 二升⁽³³⁾ 一・八升 → 天平宝字六年末からの物価高騰によ → 天平勝宝三年・天平宝字四年 宝亀二年 二・三升

現象といえよう の事例数がわずかであるので、 単なる偶然の可能性もあるが、 興味深い

也 が、 ずしも生活に無関係に政治的強制力によってのみ決められたとはいえず、 しての性格を有している写経所の布施の支給基準 れる側面を重視すべきであろう。その点で、同じく労働に対する給付と 直と米価との平行した推移をあわせてみれば、 との交換が都市生活に及ぼす影響が考えられる。このことと、上記の功 ことが知られ(『日本後紀』 近代の賃金とは同一視できないにしても、それなりの市場関係に左右さ 既に八世紀末には、 のと対照的である。 物価変動と全く関係なく長期にわたって一定である〔山田 一九八 銭のみを所持する「貧乏の徒」 延暦一六年 〔七九七〕二月甲申条)、 和雇における功直は、 (特に銭によるもの) が京内に存在 銭と米 した 必

平宝字三年の常平倉の設置がその嚆矢をなすが、それを命じた勅では、 なわち、 国の公廨稲を割いて常平倉を置き、平準署に管理させることにした。す ている。 京の東西市で諸国の運脚が困窮しているさまを述べ、その対策として諸 が一定規模存在する当時の都市社会の状況を反映したものといえる。 米穀価格の安定が政府の重要な政策課題として浮上してきたことを示し 一方で、 米価政策が奈良時代後半に浮上してくるのも、 後者の側面に注目すれば、この勅は米穀消費人口の増加により、 京中の穀価調節をも期待している(『続日本紀』 穀価の変動を利用して売買した利を運脚の食料等の財源とする 米を買って生活する層 同年五月甲戌 天

平神護元年 (七六五) 条)。翌年には恵美押勝の乱の影響も加わって、 幣改鋳の影響などが重なって、 〈府は左右京の穀を安価で放出して穀価調整に努めている(四月甲戌 更にこの点を、米価が異常に騰貴した天平宝字七年 の状況からみてみよう。 米価が急騰したことは周知の通りであり、 天平宝字七年は不作や貨 『続日本紀』は年末に (七六三) から天

> 賑給と共に社会政策として制度化されている。これを執り行う機関とし にも同様のことがみえるが、六月癸酉条には、 漕を許可する一方、京の東西市で左右京の籾を売らせている。 一是年、 このような政策は平安京にも受け継がれ、無償で穀物等を分け与える の下級官人・雑任等で米などを売る者への褒賞を決めている。 米価対策が矢継ぎ早に出されている。二月には西海道諸国の私米運 兵・旱相仍、 米石千銭」と記す。そして政権が替わった翌年に 諸国の郡司以下白丁、 四~六月 諸

司

関であった。 このように米穀流通政策が展開する背景として、 平安京が米の大きな

常平倉と異なって、 ては、臨時に常平所

京に置かれたもので、

米穀高騰時に安売りを行う機

(常平司) が置かれたが、これは先述の奈良時代の

銭によって雇われる民衆の存在が注目される〔櫛木 一九九一〕。 きたことによると想定されるが、その典型として、延喜左右京式などに ていた点が重要と思われる。言い換えれば、都城を中心に米穀流通が盛 は小口にあたる比較的貧しい民を対象として、交換を前提として行われ 済の延長上にあるのではなく、都市住民を対象に、 てきたことをまとめれば、都市の食料対策が単なる律令財政の再分配経 九八九〕が注目される。これらの研究をふまえて、これまで本稿で述べ とする鬼頭清明氏の指摘 消費地となり、 みえる、都城の清掃や修理その他 んになるのは、米をもっぱら購入によって入手する層が多数形成されて 流入量増加の背景に都市人口の増加をみる寺内浩氏の指摘〔寺内 一 それに伴って流通経済の中で米の占める位置が増大した [鬼頭 二○○○ 第五章第一節]、平安京への 「公共的」機能維持のために調銭や徭 特に個々の取り引き

受けやすかったことによるが、それが価格の急激な上昇という形で表れ がわかる。これはいうまでもなく前者の方が自然災害の直接的な影響を などの繊維製品の場合と比べてみると、 ところで、 先に掲げた奈良時代の米価の上昇率を、 前者の上昇率の方が大きいこと 前節でみた布

えよう。 ることに、食料を外部に依存する都市の消費のあり方を示しているとい

を重視したい。 王家木簡に表れているように、都城制成立初期の段階に形成されたこと る関係が奈良時代後半に急に生じたのではなく、その端緒的形態が長屋 雇傭労働力が重要な役割を果たしていたことを強調したい。そしてかか 展開過程の中で概観したが、米の流通(商品化)の担い手として、都市 以上、長屋王家木簡の時代から後の展開を、京における米・銭交換の

むすびにかえて

ようである。長屋王家木簡・二条大路木簡は、この点の考察にも豊富な 古代からの転換過程を具体的に解明する作業はあまり進展をみていない 討とともに大きな課題として残されている。都市経済と家産経済の関係 連続面とともに断絶面をどのように評価するか、上記の見解の具体的検 的な都市経済が展開したとする見解を無視することはできない。本稿で 済の未熟性を強調する見解、 産経済体が存在したことの歴史的評価として、本来の意味でいう都市経 題であるが、この点は今後の検討に委ねざるをえない。また、かかる家 巨大な家産経済体は、他の貴族と比較して質的に同じか否かが大きな問 材料を提供しているように思われるが、今後の研究を期してひとまず擱 の奈良時代初期のあり方が明らかになったように思われる。このような して辿ってみた。結論は繰り返さないが、長屋王家を結節点とする物流 に、都市における消費と流通について、労働力とそれへの給付を媒介に 以上、まとまりのない考察に終始したが、長屋王家木簡を主たる素材 奈良時代前期から平安期までを連続的に捉える視角で分析したが、 荘園公領制の時代の都市を考える上でも中心課題の一つであるが、 あるいはそれが解体することによって本格

筆したい。

註

 $\widehat{1}$ 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二七号六頁を示す。 以下同じ

『平城京木簡』一、一九〇号木簡を示す。以下同じ

『平城京木簡』二、一七一二号木簡を示す。以下同じ。

3 2

(4) この例は、「直米」を記しており、銭による購入でない点、やや異例である。 米については後述参照。 直

延喜民部式上、同宮内式等参照

<u>5</u>

『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』七号

(7) なお、二条大路木簡でも、櫟本三宅から水葱が一東二文で購入されており、 が用いられている(4-9)。但し山背某所からの進上物には直稲が用いられている

なお、他に「領」への一ヶ月分の粮米支給木簡もある(23-7)。

8

9 (10) なお、平城宮東区内裹北方のSK八二〇土坑から出土した木簡に、土師女へ人 記載されながら、別筆で出来高払い賃金が記載されているような場合があり、労 以下一一−三五○のように略記)にみえるように、土師器作手(女性)の単功が の場合と異なっている。一方、「浄清所解」(『大日本古文書』編年一一巻三五〇頁 別四斗五升の月粮を支給したことを示すものがある(『平城宮木簡』一、一七六号) 働の独立性の更に強い形態が窺われる。 この場合、一ヶ月単位の支給であり、また一日あたり一升五合となり、長屋王家 他に「奈閉作」は性別不明だが、二例とも一人二升と考えられる(T33)、

11 事記』仲哀天皇、『日本書紀』神功皇后摂政前紀)に表れている。 の新羅征討の話で、新羅国(王)を「御馬甘」(「飼部」) に定めたという記述 (『古 養馬が主人への服属を象徴する行為と考えられていたことは、例えば神功皇后

12 延喜左右京式など。なお、拙稿〔櫛木 一九八五・一九九一〕参照

<u>13</u> なお、「借子」については、他に二条大路木簡にも、

ア・越田瓦屋進上借子四人 守人足□楉

葭屋酒人(異筆習書略

(裏面略。但し天平八年七月六日の年紀あり) (24-9)

(イ・借子五□□

などがある。後者は性格がいま一つ明らかでないが、前者は長屋王家の借子と共

29

通する性格を有しているように思われる。

登銅山跡出土木簡も参考になる。ところで、「借子」の性格を知る上で、都城以外のものであるが、次の山口県長ところで、「借子」の性格を知る上で、都城以外のものであるが、次の山口県長

·○掾殿銅(中略)天平二年六月廿二日

・○大津郡 下神マ乎自止 語マ豊田 日置比叡 日置百足 日置若手 三隅凡海マ末呂 凡海マ恵得 弓削マ小人 凡海マ小廣 凡海マ勝万呂 下神マ根足 日置マ根手 凡海マ乙万呂 日置マ比万呂 凡海マ末呂 矢田マ大人 日置マ廣手

凡役子丁匠、皆十人外、給二人「充」火頭。(以下略)の点に注目して想起されるのは、雇役丁についての養老賦役令役丁匠条に、の点に注目して想起されるのは、雇役丁についての養老賦役令役丁匠条に、裏面に二〇名の歴名が記され、うち二名には「廝」の注記がなされている。こ裏面に二〇名の歴名が記され、うち二名には「廝」の注記がなされている。これでは、一九三頁。写真により改変)

している。との「火頭」について、義解は「謂、火頭者廝丁也」と注記とあることである。この「火頭」について、義解は「謂、火頭者廝丁也」と注記

また、慶雲三年(七〇六)二月一六日勅(『類聚三代格』)に、

丁。上1役之日、乃給1公粮、還1国之時、当1酬1功直。(以下略)(前略)若応1役1匠丁1者、国司預点7定匠丁、以11十丁1為1一火、給1廨一(麻2)

と考えられる。との点の疑念が残るが、上記木簡の歴名は雇役の丁ないし匠匠丁一○人の内に含まれないのに対して、木簡の記載は一○人の内に含んでいることがわかり、先の木簡の人数の割合と近似する。もっとも、令の規定は廝丁はは明らかである。これらによれば一○丁に一丁の割合で火頭=廝丁が付けられるとみえ、これは雇役の匠丁に関するものであるが、上記の役丁匠条に基づくこととみえ、これは雇役の匠丁に関するものであるが、上記の役丁匠条に基づくこと

ところで、「借子」は大津郡の二〇人全体を指す呼称の可能性もあるが、字配りところで、「借子」は大津郡の二〇人全体を指す呼称の可能性もあるが、雇役では上役にあたって「番」が組まれていたと考えられるので〔青木 一九九二〕、当初の番に属していない者を借用してきた臨時徴発分るので〔青木 一九九二〕、当初の番に属していない者を借用してきた臨時徴発分るので〔青木 一九九二〕、当初の番に属していない者を借用してきた臨時徴発分るので〔青木 一九九二〕、当初の番に属していない者を借用してきた臨時徴発分るので〔青木 一九九二〕との関係も検討する必要がある。いずれにしても、「借子」の写を指すとも考えられる。

げられるが、京への輸貢者と推定されている(『長岡京木簡』一〔解説〕、九三~(4) この語に類似するものとして、長岡京木簡の荷札にみえる「上人」の記載が挙

九六頁)。

- いることは、長屋王家の隷属労働力としての性格を反映している。も携わっている(I⑱・牕)。先述の都夫良女と共に、複数の部署の運搬に従事して搬に携わった奴稲(否)万呂(I⑭、55-6)がいる。稲末(万)呂は木上からの運上に(5) 同様の例として、耳梨御田司の運搬に携わった婢間佐女(21-9)、山背薗司の運
- 性格は明らかでない。 | 木部姓者はほかに削屑に「木部石川十五束」などと記すものがあるが(Ⅱ30)、
- 座談会での田中琢氏の発言〔田中・金関編 一九九八 二八~二九頁〕。
- 『大日本古文書』東大寺文書三、五八八号。

 $\widehat{\underline{18}}$

17

- 『日本書紀』欽明天皇即位前紀。
- 一九九七〕を参照。
- (2) 銭が流通すると、布の貨幣的流通はあまりみられなくなるが、延喜大蔵式には、
- 山 一九六四]、奈良時代初期は空白になっている。(3) 布などの繊維製品価格の動向については、既に角山幸洋氏の研究があるが〔毎僧侶に「菜料直布」として端布が与えられることがみえる。
- (4) この額は決して非現実的なものではなく、実際に調の輸納について機能していることが問題にされていることが参考になる。 とが問題にされていることが参考になる。 とが問題にされていることが参考になる。 とが問題にされていることが参考になる、実際に調の輸納について機能していることが問題にされていたことになる。 とが問題にされているので、一般には一八文ということになる。二〇となとの差異は、養老元年に端の規格が五丈二尺から四丈二尺に変更されたことと文との差異は、養老元年に端の規格が五丈二尺から四丈二尺に変更されたことと文との差異は、養老元年に端の規格が五丈二尺から四丈二尺に変更されたことと文との差異は、養老元年に端の規格が五丈二尺から四丈二尺に変更されたことと文との差異は、養老元年に端の規格が五丈二尺から四丈二尺に変更されたことと立また本の規格変更は調額そのはない、などの問題があるが)。そのことはともかくとしても、調布の価格変動にも関わらず、租税の代納額としては当また本の規格変更は調額そのもの改訂ではない、などの問題があるが)。そのことであるが、『日本三代実録』貞観一五年(八七三)一二月一七日条によれば、調確の価格が、調銭額と乖離していることが参考になる。
- 同じ月の史料による。 同じ月の史料による。 天平宝字六年は物価の急上昇期にかかるので〔喜田 一九三三、角山 一九六四〕
- うである〔原島 一九六五、角山 一九六五、欂木 一九九九a〕。(26) 絁か絹か不明であるが、奈良時代には絁と絹とに大きな価格差はみられないよ

- <u>27</u> を出した。これらはすべて絁の価格である。 典拠を記さないものは拙著〔櫛木 一九九九a 表3〕参照。多数のものは平均
- $\widehat{28}$ うな例もあるが、削屑の断片で、功直かどうか不明であるので、参考とするに止 他に、「三人各充二文」のように(28-37)、一人あたり二文が充てられているよ
- 典拠は拙著〔櫛木 一九九九a 表6〕参照

 $\widehat{29}$

- $\widehat{30}$ 一九九九a 表5〕参照。黒米及び単に米とのみ記すものによった。 典拠については、関根真隆氏の表〔関根 一九六九 附表一〕および拙著 〔櫛木
- 『続日本紀』和銅四年五月己未条。
- $\widehat{32}$ $\widehat{31}$ 『続日本紀』養老六年(七二二)二月戊戌条。
- 33 ップがある。また、天平元年の米価が時価を示すかどうか疑問が残るので、参考 に止めるべきかもしれない。 天平期については、人功は七・八年頃、米価は元年の史料であり、時期的ギャ
- て一般的な雇人のあり方を示すかどうか疑問がある。 但しこれは「雇人」とされているが、「漬造雑菜」という作業内容や食米額からみ 合」とする史料があり(一五-五四)、功直額が米で示されている点が注目される。 なお、天平宝字五年の「奉写一切経所解」に、「人別食米一升二合、 功一升五
- $\widehat{35}$ 摂されており、独自の基盤をもっていないことを強調する〔鬼頭 二〇〇〇、特に 例えば鬼頭清明氏は、都城における手工業・商業が王族・貴族のオイコスに包
- <u>36</u> れる八世紀後半の変化に注目する〔山中 一九九八〕。 例えば山中章氏は、大貴族の家産経済が排除され、宮外官衙や宿所町が形成さ

引用・参考文献

歌川 学 岩本次郎 彌永貞三 明石一紀 青木和夫 一九八〇 一九九二 一九六七 一九九二 一九九〇 「稲束の制について」宝月圭吾先生還暦記念『日本社会経済史研 「仕丁の研究」『日本古代社会経済史研究』岩波書店 「日本古代家族研究序説」『日本古代の親族関係』 吉川弘文館 「雇役制の成立」『日本律令国家論攷』岩波書店 「木上と片岡」『木簡研究』一四号

梅村 喬 一九八九 究』古代・中世篇 『日本古代財政組織の研究』吉川弘文館

吉川弘文館

加藤友康 一九七九 「日本古代における輸送に関する一試論」『原始古代社会研究

関西学院大学古代史研究会 ~二九九 一九九五 「長屋王家木簡索引」『続日本紀研究』二九三

喜田新六 一九三三 「奈良朝に於ける銭貨の価値と流通とに就いて」『史学雑誌』 щ

櫛木謙周 鬼頭清明 11000 一九八五 **「平安時代京都における力役」『ヒストリア』 一○八号** 『古代木簡と都城の研究』塙書房

櫛木謙周 一九九一 「平安京の生活の転換」『近畿Ⅱ』(新版古代の日本六)角川書店

櫛木謙周 櫛木謙周 一九九六 九九七 「首都における手工業の展開」『官営工房研究会会報』 『日本古代労働力編成の研究』塙書房

Ŧi.

櫛木謙周 る研究 (科研費報告書) 一九九九a 『奈良・平安時代の都市を中心とした消費と手工業生産に関す

小西 徹 櫛木謙周 一九九九b 『長屋王家の経済基盤と荷札木簡』『木簡研究』二一号 九七〇 「古代運輸制度の一考察」『関西学院史学』 一二号

栄原永遠男 一九九二 『奈良時代流通経済史の研究』塙書房

栄原永遠男 一九九三 『日本古代銭貨流通史の研究』塙書房

佐藤泰弘 澤田浩 一九九六 「七~八世紀における王臣家の〝初期荘園〟」林陸朗・鈴木靖民 一九九〇 「古代国家徴税制度の再編」『日本史研究』三三九号

編『日本古代の国家と祭儀』雄山閣出版

舘野和己 関根真隆 瀧浪貞子 一九九一 一九六九 「客作児役の史的意義」『日本古代宮廷社会の研究』思文閣出版 『奈良朝食生活の研究』吉川弘文館

舘野和己 一九九二 「畿内のミヤケ・ミタ」『近畿I』(新版古代の日本五)角川書店 一九九七 「長屋王家の交易活動」『奈良古代史論集』三集

舘野和己 一九九八 『日本古代の交通と社会』塙書房

田中琢・金関恕編 一九九八 『都市と工業と流通』(古代史の論点三) 小学館 玉田芳英 一九九五 「長屋王家の土器」奈良国立文化財研究所編『平城京左京二条二 坊・三条二坊発掘調査報告」

角山幸洋 都出比呂志 一九六四 一九九七 「都市の形成と戦争」『考古学研究』四四巻二号 「八世紀中葉の畿内における物価変動」『千里山論集』二号

角山幸洋 一九六五 「八世紀の織物生産」『続日本紀研究』一二八号

寺内 浩 一九八九 「京進米と都城」『史林』七二巻六号

寺崎保広 一九九五 **「古代都市論」『古代四』(岩波講座日本通史五)岩波書店**

東野治之 原島礼二 中込律子 一九六五 一九九五 九九四 「八世紀における絁布生産の技術史的考察」『続日本紀研究』「 「中世成立期の国家財政構造」『歴史学研究』六七七号 「長屋王家の木簡」『書の古代史』岩波書店

日野開三郎 九六八 『唐代邸店の研究

二五号

福原栄太郎 松原弘宣 一九九七 「庸制の特質を通じてみた古代現物貨幣論」『史学雑誌』一〇六 一九九八 「古代における難波津と那津・博多津」『ヒストリア』一六二号 一九九五 **「長屋王家木簡にみえる木上について」『日本歴史』五六二号**

編一一号

左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』 公章 一九九五 「長屋王邸の住人と家政運営」奈良国立文化財研究所編『平城京

究』上巻 吉川弘文館 公章 一九九八 「長屋王家木簡と田庄の経営」皆川完一編『古代中世史料学研森 公章 一九九八 「長屋王家木簡と田庄の経営」皆川完一編『古代中世史料学研森 公章 一九九七 「王臣家と馬」史聚会編『奈良平安時代史の諸相』高科書店

会 一九八二 「古代の車について」『解体期律令政治社会史の研究』国書刊行森田 悌 一九八二 「古代の車について」『解体期律令政治社会史の研究』国書刊行

渡辺晃宏 一九九五a 「二条大路木簡」奈良国立文化財研究所編『平城京左京二条二吉田 孝 一九八七 「写経所の布施について」『日本古代史攷』岩波書店山田英雄 一九八七 「写経所の布施について」『日本古代史攷』岩波書店山田英雄 一九八七 「写経所の布施について」『日本古代史攷』岩波書店山田英雄 一九八七 「写経所の布施について」『日本古代史攷』岩波書店

渡辺晃宏 「九九五b 「二条大路木簡と皇后宮」同右坊・三条二坊発掘調査報告」

究」による成果の一部である。
究「奈良・平安時代の都市を中心とした消費と手工業生産に関する研究「奈良・平安時代の都市を中心とした消費と手工業生産に関する研〔付記〕なお本稿は、一九九七・八年度文部省科学研究費補助金基盤研

(京都府立大学文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇〇一年六月八日受理、二〇〇一年六月二二日審査終了)

The Consumption of Prince Nagaya's Household and the Distribution Economy in Ancient Japan: Money, Prices and the Organization of Labour Power

Kushiki Yoshinori

This paper analyzes through the study of Prince Nagaya's *mokkan* (wooden tablets with inscriptions), consumed goods and the form of organizing labour power in his household. The management of territories under direct control, production in the premises, transportation activities, etc. have been investigated and it becomes apparent in all these aspects that they surprisingly depended on the exchange economy. It is known as a fact that enormous consumption of the family estate economy was supported by self-sufficient production of goods, but labour power necessary for this activity depended not only on the people of various classes under the direct control, but also on externally employed labour power. This is an important characteristic which can be pointed out for the labour both inside and outside of the premises. For its economic resources, rice, coins or cloth as for "money" were widely used. Besides the goods produced in the premises, there were some articles bought from outside, on the other hand, it is assumed that food and drink were sold through "shops". It is generally regarded that commercial activities were incorporated into the family estate economy.

For the next step, certain articles such as rice or cloth are taken up to analyze their conditions of circulation as "commodities" or "money". Investigation has been done not only for the period of Prince Nagaya's *mokkan*, but also for the development thereafter. As a result, the most important facts were that rice and cloth were the economic resources to pay for the labour because they were circulated as commodities or money around urban areas. Furthermore, correlation between transitional changes of wages for employed labour and rice price is investigated. As a result, in an urban society at that time, it is supposed that there was a kind of market exchange relation which affected the two factors. And the existence of this kind of relation should be a background of emergence of the rice price policy for people in urban communities.